

参考資料 1

デジタル田園都市国家構想交付金 (内閣府資料抜粋)

デジタル田園都市国家構想交付金の概要

- デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」により、各地方公共団体の意欲的な取組を支援。

デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル実装タイプ

- デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。

書かない窓口



地域アプリ



遠隔医療



地方創生推進タイプ

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。
- ・ 地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（最長5年間）
 - ・ 東京圏からのUIIターンの促進及び地方の担い手不足対策
 - ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備

地方創生拠点整備タイプ

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

道の駅に隣接した観光拠点



子育て支援施設



スタートアップ支援拠点



地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

- 産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。

大規模生産拠点
整備プロジェクト

選定

プロジェクト
選定会議

デジタル田園都市国家構想交付金

- 各地方公共団体による自主的・主体的な取組について、デジタル田園都市国家構想交付金による分野横断的な支援により強力に後押し

- ・ 国として主体的・統一的に進めるべきものについては、所管省庁において補助金等必要な財源を確保

（注）国による他の補助金等の対象となる可能性のある事業については、国による当該補助金等の利用が優先され、本交付金の対象とはしない。

地方創生拠点整備タイプ／地方創生推進タイプ

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

- ・ 先導的な事業とは、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、デジタル社会の形成への寄与、官民協働、地域間連携、政策・施策間連携等の要素を有する事業。

- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

- ・ 各事業毎に、ふさわしい具体的なKPI（重要業績評価指標）を設定し、PDCAサイクルを整備することが必要。特に、事業年度毎に、外部有識者や議会の関与等も含め効果検証を行い、その結果を公表するとともに、国への報告を行う。

- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

- ・ 地域再生法第5条4項1号及び第13条に位置づけられた法律補助の交付金であり、内閣総理大臣から認定を受けた地域再生計画に記載された事業に交付する。

地方創生拠点整備タイプの概要

➤ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

地方創生拠点整備タイプの概要

事業類型	対象	上限額（※） 補助率
当初予算分	原則 3 か年度以内 の事業 (最長 5 か年度)	国費： 都道府県15億円 中枢中核都市10億円 市区町村5億円 補助率：1/2
補正予算分	単年度の事業	国費： 都道府県15億円 中枢中核都市10億円 市区町村5億円 補助率：1/2

(※) 1 団体当たりの交付上限額（目安）。高い先駆性や地方創生の波及効果が見込まれる場合には、交付上限額（目安）を超えて必要な経費を交付できるものとする。

(注 1) 申請上限件数は以下のとおり。
当初予算分：2023～27年度（デジ田総合戦略の期間）を通じて1事業
補正予算分：上限なし

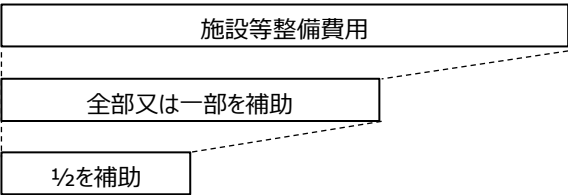
(注 2) 以下の事業については有識者審査を実施。
当初予算分：全て
補正予算分：交付額（国費）2 億円以上において有識者審査を実施

<拠点整備タイプにおける拡充> **R4補正から導入** ～民間事業者の施設整備に対する間接補助～

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の 1 / 2 ※を交付することを可能とする。

【支援スキーム】

- 民間事業者
- 地方公共団体
- 国



<支援対象となる施設整備の採択例>

- ・ 移住や生活体験住宅として活用する集合住宅の整備
- ・ 廃校舎を改修しサテライトオフィス、スマート農業体験施設等を整備
- ・ 駅ビル施設の一部を模様替えし官民連携のコワーキングスペースを整備
- ・ 物販、カフェ、セミナースペース等の観光施設の整備 等

※国負担は事業費の 1 / 3 （かつ地方公共団体負担額の範囲内）を上限

地方創生拠点整備タイプの対象となる施設整備等（１）

- 対象とする施設は、原則として、地方創生の充実・強化に向けて効果の発現を期待できる、**建築基準法の「建築物」（＝「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」）及び「建築物以外の施設（設備整備・用地造成）」**に該当するものである。
- 原則として、「建築物」の新築、既存建築物の増改築及び模様替えは対象とするが、単なる修繕の場合には対象とならない可能性がある。なお、建築工事における「新築」「増築」「模様替え」「改築」「修繕」の定義は下表のとおりとする。

新築	新しく建築物を建てること。
増築	既存建築物に建て増しをする、又は既存建築物のある敷地に新たに建築すること。既存建築物のある敷地内に別棟で建築する場合、建築物単位としては「新築」になるが、敷地単位では「増築」となる。 ※ 建物の移転については、別敷地へ移す場合は、移転先の敷地に対する新築又は増築として扱う。
模様替え	建築物の構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲で改造すること。一般的に改修工事などで原状回復を目的とせずに性能の向上を図ること。
改築	建築物の全部又は一部を除却した場合、又は災害等により失った場合に、これらの建築物又は建築物の部分を、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えること。
修繕	経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。

地方創生拠点整備タイプ^①の対象となる施設整備等（２）

ア. 建築物と不可分となっている機能を有する設備

- 整備される建築物と不可分となっている機能を有する設備（例：電気・ガス・給排水・空調など、建築物と構造上不可分となっている設備等）について、当該設備の整備費が建築物の整備費を超えない場合に限り、施設整備計画の施設整備等の内容（設備整備・用地造成を除く）に計上することができる。

イ. 効果促進事業（ハード事業）

- ア. に掲げる、建築物と不可分となっている機能を有する設備には該当しない設備の整備や用地造成、外構工事、既存施設の除却・解体、整備対象施設の取得費（公有化）等のハード事業（原則として地方債の対象となる経費）であって、整備対象施設等と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業については、**効果促進事業(ハード事業)として、交付対象事業費の２割以内（当該効果促進事業の対象設備としてデジタル技術の活用に要する経費を含む場合には、交付対象事業費の３割以内）**で実施する場合には拠点整備タイプの対象となり得る。

ウ. 効果促進事業（ソフト事業）

- 整備対象施設に関連するソフト事業であり、
 - 単年度で事業が完了する軽微なものであること
 - 整備対象施設と直接関係した事業であり、整備対象施設のKPIを当該ソフト事業のKPIとして設定しても問題がないこと
 - **効果促進事業（ハード事業）と合わせて、交付対象事業費の２割以内（当該効果促進事業の対象設備としてデジタル技術の活用に要する経費を含む場合には、交付対象事業費の３割以内）**で行われることの要件をすべて満たす場合には、効果促進事業（ソフト事業）として、施設整備計画の該当項目に記載の上、申請可能である。
- なお、整備対象施設で使用する備品等であって、地方債の対象とならない経費については、ソフト事業として取り扱うので、留意していただきたい。

◆効果促進事業（ハード事業）の例

- **外構工事**（駐車場、植栽、看板、スロープデッキ設備、オートキャンプサイト設備 等）
- **解体・撤去工事**（既存施設、トイレ、車庫、倉庫 等）
- **設備整備**（屋内遊具、防音施設整備、Webカメラ設置、暖房設備工事、衛生器具設備整備、デジタル設備※ 等）
※「デジタル設備」の例：Wi-Fi工事、キャッシュレス決済設備、ICT機器設備、VR体験エリア設備、デジタルサイネージ、動作解析が可能なAIカメラ
- **用地造成**（多目的広場・スポーツ広場、スポーツグラウンド、スケートボードパーク、体験農園 等）

◆効果促進事業（ソフト事業）の例

- **委託業務**（AIを活用した自動音声翻訳アプリの開発、生産販売管理システムの構築、ルート調査・マップ作成業務 等）
- **備品購入費**（地方債の対象とならない経費）

地方創生拠点整備タイプの対象となる施設整備等（3）

Ⅰ. 地方創生への高い効果が期待される設備整備・用地造成

- 地方創生への高い効果が期待される設備整備・用地造成については、以下の要件を満たす場合において、当該年度において1団体当たり1事業に限り、当該経費の割合を問わず実施することが可能である。
 - ・ 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）（令和2年12月21日閣議決定）、又は「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）に合致し、「地方版総合戦略」においても取組方針・KPI等が整合的に位置付けられている事業
 - ・ 原則として地方公共団体が所有する建築物（既存のものを含む。）と一体的に活用されるものであること
 - ・ 地方債の対象となる経費であること。ただし、地方自治法施行規則に規定する「庁用器具費」及び「動物購入費」として支出する経費を除く。民間事業者等の施設等整備に対する補助の場合においても、同様の取扱いとする。
- 前述の事業例としては以下のとおりであり、認否に際しては、施設整備計画の審査において、その利活用方策等と合わせて総合的に判断する。
 - ・ プロリーグ規定を満たすための大型ビジョン等の整備や大規模大会（国内の持ち回り開催のものを除く）誘致に必要な水準を満たすグラウンド・コース等の整備
 - ・ 地域の事業者が共同で活用可能な産業用機器の整備やドローン配送サービスの実証フィールドの整備 など
- 一方で、下記のような経費については、原則として対象外とする。
 - ・ 長寿命化や単純更新を目的としたもの
 - ・ 運動公園の防球ネットの更新や芝生の張替え
 - ・ 道路の用途にも供するサイクリングコース
 - ・ 公設試験機関の機器の更新
 - ・ 工業団地や農地の造成
 - ・ プロジェクションマッピング機器の整備
 - ・ 集客施設の駐車場の整備
 - ・ 市民ホールの舞台装置の整備
 - ・ 野外音楽フェス用の広場の整備 など

◆設備整備・用地造成の特徴的な事例

- ・ **ロケット射場及び滑走路**（世界中のロケット製造企業等が管内でロケット等の実験・打上を実施するために事務所や工場等の拠点をつくることにより、ロケットの開発・製造・営業等の雇用を創出する。）【設備整備・用地造成】
- ・ **夜間照明**（Jリーグスタジアムに夜間照明を設置することで、来訪者の滞在時間の延長、観光消費単価の増加が見込まれ、交流人口の増加、地域経済活性化につながる。）【設備整備】
- ・ **グラウンド整備**（プロスポーツに対応したグラウンドの新規造成を行い、プロチームのキャンプ目当ての観光客の呼び込みを図るなど、稼ぐ力の強いスポーツ観光を強化する。）【用地造成】

地方創生拠点整備タイプの対象とならない施設

- **以下の施設整備等については、原則として支援の対象外**とする。なお、以下の対象外施設整備等は例示であり、個別事例について判断が難しい場合は内閣府までご相談いただきたい。（※「効果促進事業」又は「地方創生への高い効果が期待される設備整備・用地造成」により実施する場合を除く。）
 - ・ 公用施設（庁舎、消防署、保健所等）
 - ・ 公営企業により整備される施設や、診療報酬・介護報酬、賃貸料及び固定価格買取制度等、制度上**特定の収入で事業に係る費用を賄うこととされている施設**（例：病院、介護保険施設、公営住宅（公営住宅法第2条第2号の規定によるもの）、発電施設、上下水道施設、ガス供給施設等）
 - ・ **法律に位置付けられた基礎的な行政サービスを行う公共施設**であって、総合戦略の成果目標如何にかかわらず必要とされる施設（例：学校、保育園、認定こども園、図書館、給食センター、廃棄物処理施設等）
 - ・ **全国的に広く普及した施設の定例的な修繕・設備更新等**であり、地方創生への十分な効果が認められないもの
 - ・ モニュメント等、地方創生への十分な効果が認められないもの
 - ・ 他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している施設整備等（独立行政法人による補助制度についても、国の補助制度に準ずるものとみなし、同様の取扱いとする）
 - ・ 整備される建築物と不可分となっている機能を有する設備（例：電気・ガス・給排水・空調など、建築物と構造上不可分となっている設備等）の整備費が建築物の整備費を超える場合
 - ・ 単に建築物に固定されている設備や、備品購入のみを目的としたもの（例：建物看板やカーテンの設置、机・椅子の購入など）（※）
 - ・ 建築物の整備を伴わない、既存施設への新規設備の導入もしくは既存設備の更新のみを目的とする事業（※）
 - ・ 施設整備等に係る用地取得（区分所有権の取得を含む）
 - ・ 新規施設を整備する場合の既存施設の除却・解体に要する経費（既存施設を除却・解体しなければ新規施設が整備できない場合）（※）
 - ・ 整備対象施設の取得（公有化）に要する経費（※）
 - ・ 整備対象施設の基本計画の策定経費や建設の前提となる事項の事前調査費（例：地質調査費、埋蔵文化財調査費等）
- 他の国庫補助金等の対象となる可能性のある施設整備等については、補助率等に関わらず**他の国庫補助金等を優先して活用することを原則**とする。
なお、他の国庫補助金等を活用する事業において、明確な役割分担の下で、他の国庫補助金等の対象とならない経費に拠点整備タイプを活用することは可能である。

地方創生拠点整備タイプの評価基準等（１）概要【補正予算分】

- １事業当たりの交付額（国費）が２億円以上の事業については、事務局審査に加えて、外部有識者による審査を行う。その他の事業については、事務局審査を行う。

補正予算分（A～Dの４段階評価）

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

デジタル社会の形成への寄与

官民協働

地域間連携

政策・施策間連携

全て
C評価
以上
かつ
2項目
B評価
以上

又は

補正予算分（A～Dの４段階評価）

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

デジタル社会の形成への寄与

官民協働

地域間連携

政策・施策間連携

全て
C評価
以上

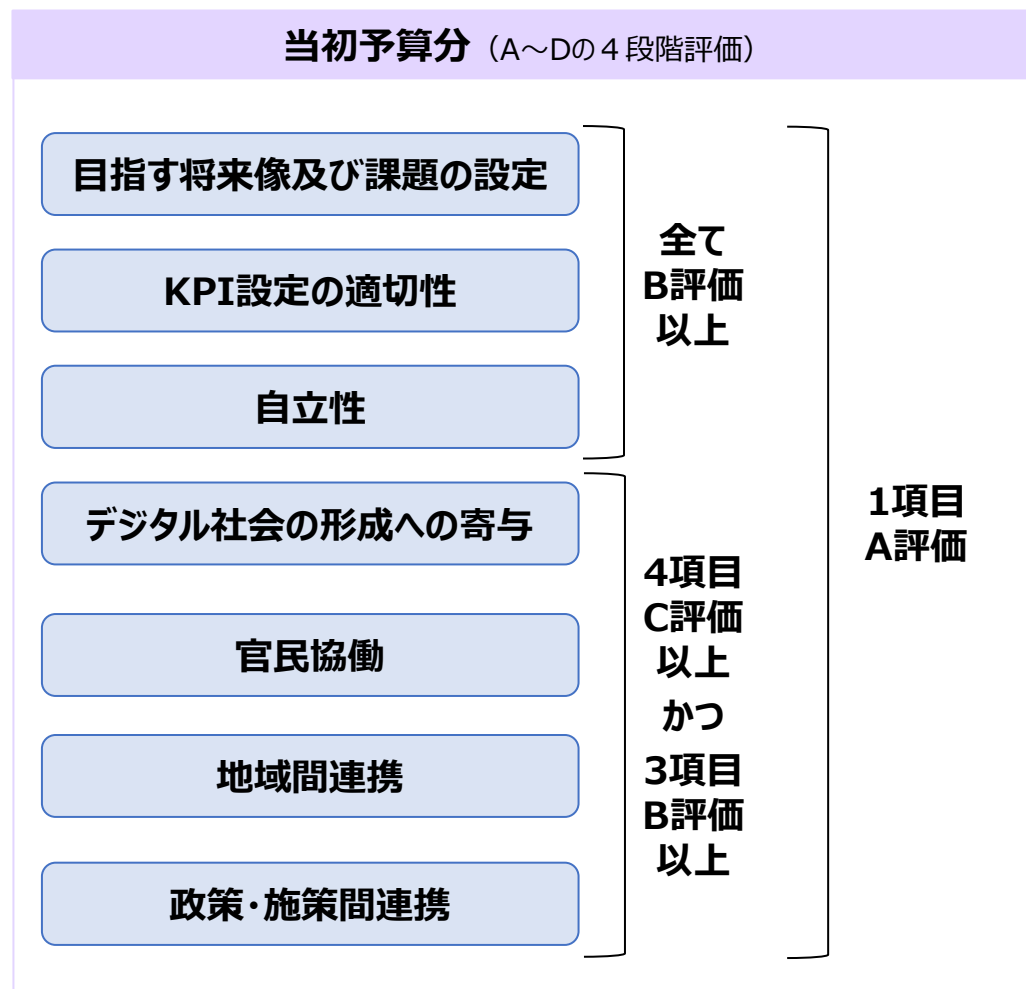
B評価
以上

C評価
以上

2項目
C評価
以上

地方創生拠点整備タイプの評価基準等（１）概要【当初予算分】

- 全ての事業について、事務局審査に加えて、外部有識者による審査を行う。



地方創生拠点整備タイプの評価基準等（２）各要素の詳細

目指す将来像及び課題の設定等

- ・ 地方創生として目指す将来像が適切に設定されており、そこに至るための現状の構造的な課題が、定量的な分析により明らかにされていること
- ・ 交付対象事業が、構造的な課題の解決に寄与し、目指す将来像の実現に資するとの蓋然性が認められること

KPI設定の適切性

- ・ KPIの設定に当たっては、①「客観的な成果」を表す指標であること、②事業との「直接性」のある効果を表す指標であること、③「妥当な水準」であることに沿ったKPI設定であること、④随時の成果、進捗管理が可能なタイムリーに集計・評価可能な指標であること

自立性

- ・ 事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、当該施設等が自立・自走していくことが可能となる事業であること。
※施設整備計画において、具体的かつ定量的に示すこと。
- 【留意点】
 - ・ ランニングコストを賄うための自主財源が相当程度確保されていること。
 - ・ 自主財源は事業からの売上を含め、民間資金によるものなど自立化の可能性が高いものとなっていること。

官民協働

- ・ 地方公共団体のみの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。この際、単に協働するにとどまらず、**企業版ふるさと納税等の民間からの資金（寄附、負担金、融資や出資など）を得て行うものである場合、又は、PFI法に基づき実施される事業を行うものである場合には、高い評価となる。**
- 【留意点】
 - ・ 行政、民間事業者、研究機関、大学等の役割分担が明確であること。
 - ・ 自立に向け、どのように行政の役割分担を縮小し、民間資金によるものなど自立化の可能性が高いものとなっていること。

地域間連携

- ・ 単独の地方公共団体のみの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、**広域的なメリットを発揮する事業であること。**
- ・ 共同事業（複数の地方公共団体が、それぞれ予算計上を行い、共同で交付申請を行うもの）において、**定住自立圏や連携中枢都市圏に基づく地域間連携の取組、地域間連携の先駆的なモデルとなり得る事業である場合には、高い評価となる。**
- 【留意点】
 - ・ 分野横断的な機能を持つ施設であり、生まれる相乗効果が明確であること。
 - ・ 連携することにより生まれる相乗効果が明確であること。

政策・施策間連携

- ・ 単一の政策・施策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策・施策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること。この際、他省庁補助金等の**関連する他政策・施策との戦略的な連携を図るものがあれば高い評価となる。**
- ・ また、利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等を整備して行う事業であること。
- 【留意点】
 - ・ 分野横断的な機能を持つ施設であり、生まれる相乗効果が明確であること。
 - ・ ワンストップ化については具体的な利用者メリットが十分にあること。

デジタル社会の形成への寄与

- ・ デジタル技術の持続的な事業への活用及びその普及等（デジタル技術の事業への活用を進めるための普及啓発及び活用を担う人材の育成をいう。）を推進するための取組を行う事業であること。
- ・ 詳細は次ページの通り。

地方創生拠点整備タイプの評価基準等（３） 【デジタル社会の形成への寄与】

- 「デジタル社会の形成への寄与」の評価基準等に、施設等において効果的かつ持続的にデジタル技術を活用することを推進する観点から、以下の通り、評価基準等を明確化。

「デジタル社会の形成への寄与」に係る評価基準等

- デジタル技術の持続的な事業への活用及びその普及等（デジタル技術の事業への活用を進めるための普及啓発及び活用を担う人材の育成をいう。）を推進するための取組を行う事業であること。
- この際、単にデジタル技術を導入するにとどまらず、施設等において効果的かつ持続的にデジタル技術を活用することにより、地域における課題の解決・改善が図られ、当該地域の地方創生に寄与する事業であること。
- 「デジタル社会の形成に寄与」する事業とは、以下のいずれかの場合を想定。
 - i. 申請事業の目的そのものがデジタル技術の活用を促進するための施設整備である事業
 - ii. 申請事業が附帯設備としてデジタル技術の活用に要する経費を含む事業
 - iii. 施設等の利活用方策において、デジタル技術の活用を含む事業

（注１）上記の（ii）デジタル技術の活用に要する経費を含む事業の場合には、効果促進事業の割合の上限について、交付対象事業費の２割から３割まで引き上げる。

（注２）上記の（iii）利活用方策において、デジタル技術の活用を含む事業のうち、マイナンバーカードの利活用を含む場合は、一定の加点を付与する。

地方創生拠点整備タイプにおけるKPI（重要業績評価指標）の設定

- 事業ごとに、ふさわしい具体的なKPIの設定及びPDCAサイクルを整備し、**KPIは、原則として事業目的に照らして実現すべき成果（アウトカム）に係る指標を設定することが必要**である。
- KPIの設定では、
 - ・ 事業によって目指す最終目標、地域にもたらす効果を示す指標（**総合的なアウトカム**）
 - ・ その達成に紐づく交付金を活用した取組によって得られる成果・効果を客観的に示す指標（**事業のアウトカム**）
 - ・ 交付金を活用した取組の活動量を示す指標（**事業のアウトプット**）
 が設定されていることが望ましい。**総合的なアウトカムの設定に当たっては、以下の指標を設定することを原則**とする。

● KPIの設定に当たっての基本的な視点

基本的な視点		留意点
①	「客観的な成果」を表す指標であること	・ 成果・効果を捉えたアウトカム指標であること ・ 主観的でない、定量化されたKPIであること
②	事業との「直接性」のある効果を表す指標であること	・ 達成を目指す目標と交付金事業のKPIとの因果関係が明確であること ・ 交付金事業によって現れた成果だと説明できるKPIであること
③	「妥当な水準」の目標が定められていること	・ 到達を予見できる低い水準のKPIを設定しないこと ・ 費用対効果の観点からも妥当なKPIとなっていること

● 総合的なアウトカムは以下の指標を設定することが原則

事業分野	総合的なアウトカム（事業・施策の全体効果）
農林水産（しごと創生）	地域における農林水産就労者数 又は 地域における農林水産出荷額
観光振興（しごと創生）	地域における観光消費額
ローカルイノベーション（しごと創生）	地域における新規雇用者数
地方への人の流れ	地域へのUIターン数
働き方改革	地域における人口一人当たりの労働生産性
まちづくり	地域の人口・世帯数

地方創生拠点整備タイプにおける民間事業者の施設整備に対する間接補助に係る取扱い

(1) 国の交付額を全体事業費の1/3以内（かつ地方公共団体負担額の範囲内）とする

- ✓ 事業主体である民間事業者等には**応分の負担を求めることを原則とし、負担割合は地方公共団体の裁量で設定可。**
- ✓ **国の交付額を全体事業費の1/3以内（かつ地方公共団体負担額の範囲内）とする。**
- ✓ 例えば、民間事業者等の施設等整備費用が900万円で、地方公共団体の補助全てが交付対象経費のケース
 - 地方公共団体が800万円補助する場合、国の交付額は300万円。
 - 地方公共団体が500万円補助する場合、国の交付額は250万円。

(2) 設置条例に基づく「公の施設」や、「公の施設」に位置付けられない場合に締結する協定等の扱いの明確化

- ✓ 民間事業者等が所有する施設等の整備については、施設等の一定の公共性・公益性を担保し、議会の議決を経て中長期的・安定的な施設運営を行う地方公共団体の意思的行為を確保する観点から、**原則として設置条例に基づく「公の施設」とすること及び補助対象となる民間事業者等と地方公共団体の間において、地方創生のために中長期的・安定的な施設運営を担保するための協定等を締結することを要件**とする（したがって、地方公共団体は、所有権以外で当該公の施設を住民に利用させる権原を取得する必要があることに留意。）。
- ✓ ただし、「公の施設」に位置付けられない真にやむを得ない合理的な理由がある場合（例：古民家や伝統的・歴史的建造物を改修して地方創生の取組を行うに当たり、所有者が公共の用に供することには合意するが、条例設置までは合意しない場合）は、例外的に、協定等の締結のみに基づく施設等も対象となり得る。なお、単に民間所有の施設であることは理由にならない。
- ✓ **協定等の内容は、原則として少なくとも以下の事項を盛り込むこと**とする。
「施設を活用して行う事業の目的・内容等」「事業期間」「地方公共団体の関与に関すること」「財産処分の制限に関すること」「財産処分を行う場合の納付金に関すること」「各種リスクの分担に関すること（例：法令・税制等の変更、金利・物価等の変動、災害・事故・犯罪の発生（復旧費等）、保険の加入）」「KPIの設定・達成等に関すること」「効果検証に関すること」
- ✓ **設置条例に基づく「公の施設」としての位置付け及び協定等を締結する期限は、交付金事業期間が終了するまで**とする。なお、制定した条例及び締結した協定等については、その写しを、交付金に係る実績報告と併せて提出すること。

デジタル田園都市国家構想交付金・地方創生拠点整備タイプ

－民間事業者等の施設整備に対する間接補助に係る地方財政措置（R5補正・R6当初）－

- 地方財政法第5条第5号の特例として、「**民間事業者等の施設整備に対する間接補助**」の地方負担分について**地方債の充当が可能となるよう地域再生法を改正**（令和6年4月19日施行）。※ 設置条例に基づく「公の施設」に位置づけられるものに限る。
- 第2回募集より、当初予算分も補正予算分いずれも、「**一般補助施設整備等事業債（充当率90%）**」の起債が新たに可能となる。

● 第1回募集

	R6当初予算分（4/1交付決定）	R5補正予算分（3/28交付決定）
通常	一般補助施設整備等事業債 （充当率90%、交付税措置率30%）	補正予算債 （充当率100%、交付税措置率50%）
間接補助※	一般財源で対応	一般財源で対応

● 第2回募集（予定）

	R6当初予算分	R5補正予算分
通常	一般補助施設整備等事業債 （充当率90%、交付税措置率30%）	一般補助施設整備等事業債 （充当率90%、交付税措置率30%）
間接補助※	一般補助施設整備等事業債 【新】 （充当率90%、交付税措置なし）	一般補助施設整備等事業債 【新】 （充当率90%、交付税措置なし）

※ 「間接補助」は、民間事業者等（公共的団体等を除く）が所有しかつ整備する施設等のスキームの場合を示し、「通常」はそれ以外のスキームの場合を示す。

（参考）地域再生法（抄）

（まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る施設の整備に関する助成についての地方債の特例）

第十三条の二 **認定地方公共団体**が、認定地域再生計画に記載された第五条第四項第一号（イに係る部分に限る。）に規定する事業のうち、**まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行うものに係る施設**であって、地方自治法第二百四十四条第一項に規定する**公の施設であるもの**（同法第二百四十四条の二第一項に規定する条例で当該公の施設の設置及びその管理に関する事項が定められると見込まれるものを含む。）の**整備に関する助成を行おうとする場合**においては、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、**同条第五号に規定する経費とみなす**。

拠点整備メニュー

解決したい課題

- ◆ 子どもの遊び場、親子などの子育て世代が交流できる場の不足
- ◆ 子育て世代の転出超過
- ◆ 女性労働力人口の減少

期待される効果

- ◆ 安心して子育てができる環境による子育て世代の満足度向上
- ◆ 子育て世代の転出抑制
- ◆ 子育てしながら継続して多様な働き方が可能

拠点の利活用策

【子育て支援施設関連利活用事例】

〔全天候型遊戯施設〕

- ✓ 大型遊具エリア、スポーツエリア、創作エリア、教育スペース、ワーキングエリアを備えた屋内型児童遊戯施設を整備

〔子育て情報の発信拠点〕

- ✓ 子育ての情報発信拠点到位置づけ、市内外へ向けた子育て支援施策のプロモーション

〔仕事と子育ての両立支援の施設〕

- ✓ 子育て世代が子どもを預けながら働くことができるワーキングスペースを設置
- ✓ 屋内型遊戯施設内に子どもの一時預かりスペースを設け、保育士を常駐させ、短時間でも親が仕事や用事で子どもと離れ過ごす時間を確保



(宮城県白石市：子育て支援・多世代交流複合施設)



(兵庫県加西市：かさいこども広場&パパママオフィス アスモ)

宮城県白石市（H28補正）

働き方改革分野

～遊休施設を活用し、子育て支援・多世代交流複合施設を整備～

官民双方の遊休施設を再活用し、授乳・おむつ替えルームや多世代交流スペース、遊戯スペース、隣接する商業施設向けの事業所内保育施設開設スペースなどを備えた子育て支援・多世代交流複合施設を整備。

若い世代・女性の働きやすい環境を整えることで、市の持続的な発展を実現する。



- ・H30.8にオープンした子どもの屋内遊び場のこじゅうろうキッズランドは、R6.3までに38万人が来館（約85%が市外からの利用）し、交流人口増加に寄与
- ・KPI「複合施設の利用者数」について、R3年度までに21.9万人を達成（目標値：11.0万人）

（事業名：農商工と融合したワーク・ライフ・バランス実現のための子育て支援・多世代交流複合施設整備事業、交付対象事業費：2.0億円）

長野県須坂市（R2補正）

働き方改革分野

企ふる併用

～就労相談から子育て相談までワンストップで可能な拠点を整備～

就労相談・利用者託児など子育てから交流、そして就労まで一貫してワンストップの支援機能を有する多機能・分野横断型（コミュニティスペース・カフェ・コワーキングスペースなど）の中核拠点を整備。

安心して子育てできる環境や働く意欲を持つ人への支援を強化し、豊かさや幸せの実感を共有し、共創するまちを実現する。



- ・KPI「延べ施設利用者数」について、R4年度に7.4万人、R5年度に10.8万人と目標を大きく上回った（R4.7に施設オープン、延べ施設利用者数：R3：6,500人 → R4 73,668人 → R5 108,063人、R5目標値：6,700人）

（事業名：子育て・就労総合支援拠点（仮称）整備計画、交付対象事業費：4.0億円）

兵庫県加西市（R2補正）

働き方改革分野

～子育て世代のための複合施設として空き店舗をリノベーション～

子育て世代が子どもを預けながら働くことができるテレワークセンターと一時預かりもできる屋内型遊戯施設を併設した施設を整備。

ポストコロナ時代のリモートワークなど、新しい働き方を提案する。



- ・KPI「市内事業所のテレワーク実施率」は、R4年度に9%まで上昇（R4目標値：8%）
- ・特に、子育て世代の女性の利用が多く、女性の働き方改革の推進という面で成果があった

（事業名：ポストコロナ時代の新しい働き方推進拠点整備事業、交付対象事業費：1.8億円）

北海道南幌町（R3補正）

地方への人の流れ分野

企ふる併用

～子ども室内遊戯施設『はれっば』を新設～

子育て世代に対する知名度向上と交流人口の拡大を図るため、季節や天候に関わらず、自由に安全、快適に子ども達が遊べる室内遊戯施設を整備。

遊戯エリア、体験エリアを有する本施設を整備することで、子育て環境の魅力化と若年層の流出に歯止めをかけ、「30年後も子ども達という風景」の実現を目指す。



- ・令和5年度「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）大臣表彰」を受賞
- ・来館者数は、R5.5に本格オープンしてR5年度は約19万人が来館（R5目標値：12万人）
- ・本施設を利用する町外の方が、町内の飲食店等を利用するなど町内周遊を創出

（事業名：新たな人の流れを生み出す遊びと体験の子ども室内遊戯施設整備事業、交付対象事業費：8.0億円）

山形県寒河江市（R4当初）

地方への人の流れ分野

企ふる
併用

～道の駅の再整備に併せて屋内型児童遊戯施設を新設～

道の駅の再整備に併せ、天候や季節を問わず子どもたちが遊ぶことができる屋内型児童遊戯施設を整備。

子育て世代の満足度を高め少子化の抑制、移住・定住の促進、若者や女性を中心とする雇用環境の整備などを図る。



- ・KPI「市施策を利用して移住した子育て世帯数」は、R5年度に63世帯/年まで上昇（R元：53世帯→R5：63世帯（+10世帯）、R5末の目標値：+10世帯）
- ・KPI「年少人口の転入者数－転出者数」は、62人/年まで上昇（R元：48人→R5：62人（+10人）、R5末の目標値：+10人）

（事業名：次世代子育てステーション整備事業、事業年度：R4～R5、交付対象事業費：11.5億円）

奈良県三郷町（R5当初）

地方への人の流れ分野

～大学跡地を木育をテーマとした複合施設にリノベーション～

奈良学園大学跡地に木育をテーマとした交流体験型ミュージアムや児童書を置いたライブラリーカフェ、障がい者アート等の展示ギャラリーなど、子育て世代を中心とした全年齢が楽しめる施設の整備。

施設での高齢者、障がい者雇用を通じて多世代交流の場とし、交流人口の拡大を図る。



（事業名：木育推進型インクルーシブ拠点整備事業、事業年度：R5～R6、交付対象事業費：4.2億円）

新潟県燕市（R5当初）

地方への人の流れ分野

企ふる
併用

～全天候型の子ども遊戯施設を新設～

市内・近隣市町村の子どもたちが体を使って思いっきり遊べる全天候型の大型遊戯施設を整備。

市民の子育て満足度を向上させ、子育て世代の転出抑制に繋がるとともに、進学や結婚を機に転出した若年層等のUターン移住の促進を図る。



- ・市独自に、市外から本市に移住し住宅を取得する場合に住宅取得費を補助（多子世帯や新婚世帯向けには補助額を加算）
- ・市独自に、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、子育て支援アプリを提供

（事業名：「子育てするなら燕市で」子どもたちの笑顔あふれる全天候型子ども遊戯施設整備事業、事業年度：R5～R6、交付対象事業費：11.4億円）

岩手県八幡平市（R6当初）

地方への人の流れ分野

企ふる
併用

～コワーキングスペースや子育て支援等の機能を持つ複合施設を整備～

大更駅前コワーキングスペース・屋内公園・一時預かり施設・子育て支援等の機能を持った複合施設を整備。

子育て世代の多様な働き方に対応するとともに、交流の場を整備することで、移住・定住の促進を図る。



- ・市独自に、出会いの場を提供する事業を行う企業・団体等に対し、イベントの経費を補助

（事業名：大更駅前賑わい創出拠点整備事業、事業年度：R6～R7、交付対象事業費：10.0億円）

その他の採択事例

茨城県阿見町（R3補正）

まちづくり分野

～小学校跡地を地域交流拠点に改修～

閉校となった小学校の跡地を活用し、地域交流拠点として、既存の教室を会議室や調理室などに改修し、各階にロビースペースやWi-Fiを整備。

生涯学習の推進や多世代が交流する活動を通して、地域コミュニティの活性化を促し、持続可能なまちづくりを推進する。



- KPI「実穀ふれあいセンター利用者数」は、R5年度に1.1万人が利用（R5目標値：0.7万人）

（事業名：旧実穀小学校の跡地を核とした地域交流拠点整備事業、交付対象事業費：3.9億円）

島根県雲南市（R2当初）

まちづくり分野

～既存施設を多様な人材が交流できる拠点施設に建て替え～

関わる人材の固定化などにより、新たな交流を生む機能が乏しかった既存の交流センター施設を改修し、オープンスペースやワークイングスペースなどを整備。

多様な人材が交流する仕組みを作り、地域の担い手や情報などが一元的に集まる地域活動の拠点を目指す。



- KPI「交流センターを会場とした取組における売上額」は、約20倍増加（R元：10万円→R4：192万円（+182万円）、R4目標値：+100万円）
- KPI「交流センターを会場に、団体等が他の団体等と連携した取組」は、約100回増加（R元：10回→R4：111回（+101回）、R4目標値：+8回）

（事業名：小さな拠点（加茂交流センター）整備による次世代が集い、つながり、育ちあうコミュニティ創出事業、事業年度：R2～R3、交付対象事業費：4.4億円）

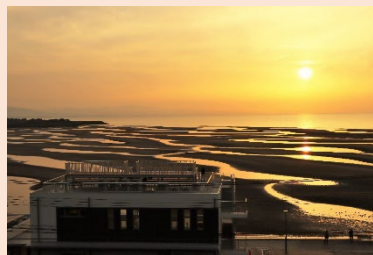
大分県豊後高田市（R3補正）

観光分野

～観光拠点施設をリニューアル～

市の主要観光地が集まる恋叶ロードの中間点に位置し、日本の夕陽百選に選定された真玉海岸に、地元食材を活用した食の楽しめるレストラン、多目的コミュニティスペース、屋上テラス等を備え、海・夕陽の絶景を楽しめる観光拠点を整備。

周辺の観光地も含めた地域一帯のさらなる活性化を図る。



- KPI「真玉海岸の観光入込客数」は、R5年度までに約10%増加（R2：57,600人→R5（リニューアル後）：63,200人、R8までの目標値：84,222人）

（事業名：海べでつなぎ夕陽で愛でる日本一の聖地づくりプロジェクト、交付対象事業費：3.8億円）

岡山県早島町（R5補正）

まちづくり分野

企ふる
併用

～早島駅周辺を持続可能な街づくりに向けてリニューアル～

まちのにぎわいを向上させるために重要なエリアである早島駅に、住民の交流活動・町の各事業で活用する屋内交流スペースや、集客イベント等の場となる屋外交流スペース等を整備。

コミュニティ形成や公共交通の利便性向上、拠点施設におけるイベント開催等により、持続可能なまちづくりを行う。



- 事業開始時期が、鉄道事業者が別途行う鉄道施設の工事の事業進捗に依存し、事業が複数年度かつ各年度の所要額が見込めないことなどから、基金事業により実施

（事業名：早島駅周辺地域再生拠点化事業、交付対象事業費：13.3億円（基金事業））